

元気生活圏元気創出応援事業実施要綱

(目的)

第1条 人口減少や高齢化により、集落機能の低下や担い手不足が進む中山間地域において、外部人材を積極的に活用しながら、課題解決に向けた地域の取組を支援し、もって自立的かつ持続的な地域運営と中山間地域の活性化を図るため、多様な外部人材の力を結集して中山間地域づくりを支援する「やまぐち中山間応援隊」を創設し、元気生活圏元気創出応援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(やまぐち中山間応援隊)

第2条 やまぐち中山間応援隊は、中山間地域を応援したいとの志を持つ企業、大学、地域づくり支援団体、県職員、一般県民等の幅広い外部人材で構成し、本事業において地域での支援活動や地域住民との協働を通じた交流等を行うことにより、中山間地域づくりの取組を支援し、地域の元気創出を応援する。

(事業の実施地域)

第3条 本事業は、山口県中山間地域振興条例（平成18年山口県条例第51号）第2条に定める「中山間地域」を対象とする。

(定義)

第4条 この要綱において、「地域団体」とは、前条に定める中山間地域に居住する複数の住民で構成される地域づくり団体等（法人格の有無を問わない。）をいう。

2 この要綱において、「企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）又は他の法律に基づいて設立された国内の民間企業をいう。

3 この要綱において、「大学生等」とは、原則として山口県内外に所在する大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の学生及び教職員をいう。

4 この要綱において、「地域づくり支援団体等」とは、地域の課題解決に取り組む「地域団体」に対し、継続的な立場から支援を行う団体等（法人格の有無を問わない。）をいう。

5 この要綱において、「地域協議会」とは、実施事業ごとに「企業」、「大学生等」又は「地域づくり支援団体等」の5人以上の参加者と「地域団体」で構成する任意団体をいう。

6 この要綱において、「地域の夢プラン」とは、地域住民が相互の話し合い等を通じて、自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めたものをいう。

(事業の構成)

第5条 本事業は、次に掲げる事業で構成する。

(1) 多様な主体による地域づくり支援事業

イ 企業の社会貢献活動による地域づくり支援事業

社会貢献活動に取り組む企業による中山間地域づくりの支援活動として、企業と地域団体で構成する地域協議会が3年以上継続して地域づくり活動を実施する。

ロ 大学生等による地域づくり支援事業

大学生等による中山間地域の課題解決や活性化に向けた支援活動として、大学生等と地域団体で構成する地域協議会が地域づくり活動を実施する。

ハ 地域づくり支援団体等による地域づくり支援事業

地域づくり支援団体等による中山間地域の課題解決や活性化に向けた支援活動として、地域づくり支援団体等と地域団体で構成する地域協議会が地域づくり活動を実施する。

(2) 県職員による地域づくり支援事業（課題検討支援）

県庁中山間応援隊による中山間地域づくりの支援活動を実施する。

(3) 民間団体・一般県民等による地域づくり支援事業（ボランティア支援）

やまぐち社会貢献活動支援ネットと連携して、民間団体・一般県民等による中山間地域づくりの支援活動を実施する。

(4) 高校生による地域づくり支援事業（ボランティア支援）

山口県高校生ボランティアバンクと連携して、高校生による中山間地域づくりの支援活動を実施する。

（事業の総合的な実施）

第6条 本事業における支援地域及び支援人材の募集並びにこれらのマッチング、支援活動の調整、進行管理等は、県、市町、関係機関、元気生活圏元気創出応援事業受託者（以下「受託者」という。）等が連携し実施するものとする。

（事業の要件）

第7条 第5条に掲げる事業は、原則として、「地域の夢プラン」等により支援の目的となる地域課題や地域づくりの目標が明確にされている地域において実施するものとし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 山口県内の中山間地域の発展、活性化に寄与するものであること。

(2) 地域団体が主体的に取り組む地域づくり活動であること。

(3) 既存施設、物品等の有効利用に努めるなど、事業費は必要最小限のものとなるよう考慮された事業であること。

(4) 宗教・政治活動を主たる目的としないこと。

(5) 選挙活動を目的としないこと。

(6) 営利を目的としないこと。

2 第5条第3号及び第4号の事業については、原則、無償のボランティア活動とする。

（助成金の交付）

第8条 県は、毎年度予算の範囲内で、地域協議会が行う次の事業に要する経費について、受託者を通じて助成金を交付するものとする。

- (1) 企業の社会貢献活動による地域づくり支援事業
- (2) 大学生等による地域づくり支援事業
- (3) 地域づくり支援団体等による地域づくり支援事業

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(やまぐち中山間地域元気創出応援事業実施要綱)

- 4 やまぐち中山間地域元気創出応援事業実施要綱(平成27年4月1日制定)は、廃止する。ただし、廃止前の要綱の規定による支援の継続地域については、なおその効力を有する。